

長期エネルギー需給見通し(案)および 温室効果ガス削減に向けた約束草案(政府原案)に対する意見

平成 27 年 7 月 1 日
日本商工会議所

日本商工会議所では、東日本大震災直後から会員企業への調査やヒアリング、全国で計 70 回以上開催した説明会等を踏まえ、原子力を含むバランスの取れたエネルギー政策について、会員企業の理解促進に努め、商工会議所としてのコンセンサスを形成してきた。

こうした中、政府におけるエネルギーミックスの策定と、これを踏まえた温室効果ガス排出量の削減に向けた検討開始を受け、当所では去る 4 月に『中長期的なエネルギーミックス策定に向けた基本的考え方』を取りまとめ公表した^(*)。本提言において、安価で安定的なエネルギー供給が経済成長の前提条件であるとしたうえで、震災以後の電力コスト上昇が中小企業の収益改善や地域経済の回復の大きな足枷となっており、一刻も早くコスト上昇に歯止めをかけるよう強く訴えらるとともに、将来のエネルギー政策に対する予見可能性が事業を営む上で不可欠になることから、安全性・安定供給・経済効率性・環境適合(S+3E)の観点で実現性のあるバランスの取れたエネルギーミックスを目指すべきとした。

今般の「長期エネルギー需給見通し(案)」については、商工会議所の考え方と概ね方向性は一致しているものの、電力コストの削減目標(削減幅)や中小企業に対する省エネ支援策など不十分な点もみられる。

そこで、「長期エネルギー需給見通し(案)」および「温室効果ガス削減に向けた約束草案(政府原案)」に関する意見募集に対し、特に商工会議所として申し述べるべき事項について、下記のとおり意見を提出する。

記

1. 電力コスト削減目標の更なる引き上げ

電力コストを巡っては、本文 2 頁から 3 頁にかけて「震災以降、電気料金は、家庭用、産業用ともに大きく上昇しており、各地の中小企業・小規模事業者をはじめとした産業界から悲鳴が上がっている」、また「雇用や国民生活を守るためにも、電気料金の抑制は喫緊の課題であると同時に中長期的にも安定的に抑制していく」との認識が示され、電力コストは「現状よりも引き下げることを目指す」と明記された。その具体的な削減目標(削減幅)については、関連資料の 41 頁と 63 頁で、①省エネの推進・原発再稼働・再エネの拡大・火力の高効率化等、②再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)による買取費用の増加、③系統安定化費用の増加を差引きして、「電力コストは現状(2013 年度)に比べ 5～2% 程度低減させる」との数値が示されたが、削減幅が小さすぎると言わざるを得ない。

商工会議所としては、電力コストについては、従来から主張しているとおり、震災前の水準が出来るだけ早期に実現できるよう必要な政策を実施していただきたいと考える。

こうした観点から、世界で最も厳しい新規制基準に合格した原子力発電の順次速やかな運転再開と、長期・固定的な国民負担増大を招いている「再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)」の早期抜本的見直しが喫緊の課題と考える。

*1)日商提言『中長期的なエネルギーミックス策定に向けた基本的考え方』(平成 27 年 4 月 16 日)
<http://www.jcci.or.jp/news/2015/0416164101.html>

2. 電源構成比の更なる見直し

本文6頁で「水力・石炭火力・原子力等によるベースロード電源比率は 56%程度」と積算されているが、安価で安定的なエネルギー供給を実現するため、発電コストが低廉で昼夜を問わず安定的に稼働できるベースロード電源については、震災前の水準で、かつ国際的にも遜色のない「6割程度」確保することを基本とすべきである。

(1) 原子力

「原子力」については、本文6頁で「震災前に約3割を占めていた原発依存度は、20%～22%程度へと大きく低減させる」とあるが、商工会議所としては、電力コストの削減、安定供給の維持、エネルギー自給率の向上、環境負荷低減の観点から、「震災前に比べて原発依存度を低減」(本文3頁)させる基本方針の範囲内で、「25%程度」まで引き上げるべきと考える。

また、安全が確認された原子力発電の順次速やかな運転再開に加え、原子力を長期的に一定比率維持していく観点から、40年運転制限における運転延長許可制度の最大活用、ならびにより安全性の高い原子力発電へのリプレイス等も前提とした施策・制度を構築する必要がある。

(2) 再生可能エネルギー

本文9頁で指摘されているとおり、太陽光に偏重した「再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)」については、電力コスト上昇の主因であり、「国民負担増大」を招いていることから、再生可能エネルギーの「最大限の導入拡大と国民負担抑制の両立が可能となるよう制度の見直しを行う」ことが明記されたことは評価に値する。

商工会議所としては、電力コスト上昇に一刻も早く歯止めをかけるため、「再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)」については、①太陽光導入の抑制、②賦課金額・導入量(特に非住宅太陽光)への上限設定、③太陽光偏重是正のための契約内容変更の遡及適用(意図的に設備の設置を遅らせている事業者等)など、早急に抜本的な見直しを図るべきと考える。

特に「太陽光」については、国民負担増加の弊害が莫大であり、出力の不安定性によるバックアップ用調整電源の確保も必要であることから、商工会議所としては、導入量を「電力コストを現状よりも引き下げる範囲」(本文6頁)程度に留めるのではなく、電源構成比についても「7.0%程度」(本文7頁図表)とするのではなく、更なる抑制を図るべきと考える。

3. 省エネルギー推進に向けた支援策の拡充

省エネルギーについては、徹底した省エネ(節電)の推進により「石油危機後並みの大幅なエネルギー効率の改善」(本文4頁)を見込み、産業部門には「工場のエネルギーマネジメントや革新的技術・高効率設備の開発・導入等を進める」(本文8頁)方針が示された。これは、年率 1.7%の経済成長や電化率向上等が見込まれる中、電気・都市ガス・ガソリン等の最終エネルギー消費で対策前比-13%(本文5頁図表)、電力需要で対策前比-17%(本文7頁図表)の省エネの実施を前提としており、かなり厳しい削減目標と考える。特に産業部門では、製造業のエネルギー消費原単位(生産一単位当たりの最終エネルギー消費量)で2012年度は1973年度比で-43%改善^(*)しており、またCO₂排出量も2013年度は1990年度比で全体が+13.5%、家庭部門が+53.2%と

*2)総合資源エネルギー調査会長期エネルギー需給見通し小委員会(第2回会合) 資料6 17頁参照
http://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/mitoshi/002/pdf/002_10.pdf

増加する中、産業部門(工場等)では-14.6%減少^(*)3)するなど弛まぬ努力を続け、積極的に省エネに取り組んできており、今後、一層の省エネ推進は相当高いハードルだと言わざるを得ない。

ただし、産業部門の大宗を占める中小企業にとって省エネの推進は、エネルギー需要の減少に寄与するのみならず、コスト削減による経営改善効果も見込めることから、当所としても全国 514 商工会議所と連携し、セミナーや講習会等を通じて会員企業等への更なる省エネの普及促進に努めていく所存である。

しかし、多くの中小企業にとって省エネに人員を割くことは難しく、ノウハウに乏しい場合が多い。また、電力コストの負担が限界に近づきつつある中、新たな省エネ関連設備等への投資余力にも乏しい。日本の約束草案の参考3で掲げられた「対策・施策」を通じて省エネ等の取り組みを推進していくため、中小企業が活用できる省エネ関連設備導入支援や省エネ診断・指導など、ハード・ソフト両面で支援策を拡充する方針を、「長期エネルギー需給見通し」に明記すべきである。

4. エネルギー政策に対する国民理解の促進

エネルギーはわが国にとって欠くことのできないインフラであり、エネルギー政策は客観的な情報と十分な議論を踏まえて判断すべき、極めて重要な国家の基幹政策である。このため、政府はエネルギー政策について、本文8頁で指摘のとおり「国民各層の理解の増進を図る必要」があることは言うまでもないが、「S+3E」の観点から、今後、徹底した省エネを推進したうえで、実現性のあるバランスの取れた電源構成比はどうあるべきか、明確なデータに基づき、省エネ導入費用や電力コストなどを含めて、分かりやすく説明すべきである。特に、現行の再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)が今後十数年間にわたって賦課金総額が上昇し続ける仕組みであることや、安全規制を含む原子力に関する客観的な情報に基づくコミュニケーションが不足していることで風評被害が未だ根絶していないことなど、わが国のエネルギー政策全般について、国民への理解浸透や周知を図るべきである。

5. 地球温暖化対策税の用途拡大および新税導入に反対

日本の約束草案の参考「1-2. 温室効果ガス吸収源」で示された「森林吸収源対策により約 2,780 万t-CO₂(2013 年度総排出量の▲2.0%相当)」の目標達成に向け、今後実施されることとなる「森林・林業対策の推進による温室効果ガス吸収源対策の推進」(森林吸収源対策等)については、今後徹底した省エネの推進に取り組まなければならない中小企業に対し、化石燃料起源のCO₂排出抑制対策を目的に導入された地球温暖化対策税の用途拡大や新税導入等によって新たな税負担を増やすべきでない。すなわち、地球温暖化対策税の税収は、本来の用途である中小企業の省エネ支援策を拡充することに充てるべきだと考える。

以上

*3)産業構造審議会 産業技術環境分科会 地球環境小委員会 約束草案検討ワーキンググループ中央環境審議会地球環境部会 2020 年以降の地球温暖化対策検討小委員会合同会合(第7回) 参考資料2 5頁 図3参照
http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/sangyougijutsu/chikyukankyo/yakusoku_souan_wg/pdf/007_s02_00.pdf